

佐賀県告示第 422 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 白石町
- 2 事業の種類 道の駅しろいし整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 杵島郡白石町大字福富下分字興福二区地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、杵島郡白石町大字福富下分字興福二区地内における道の駅しろいし整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である白石町が、第 2 次白石町総合計画に基づいて行う事業であり、平成 29 年度一般会計予算により本件事業に係る財源措置が講じられており、来年度も予算措置することを確約していることから、

起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

白石町は、ミネラルを多く含んだ粘土層が、農産物の好適地帯となっており、特に玉葱、蓮根等の生産で有名であり、近年は特産品や地元の農産物の生産・加工販売にも力を入れ、地域振興を図っている。

しかしながら、少子高齢化による農業の衰退、所得水準の低下、過疎化の進行等深刻な課題を抱えている。

そこで、白石町では、平成 27 年 3 月に「第 2 次白石町総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定し、「活気と魅力のある豊かなまち」を実現するため、農林水産業及び観光の振興並びに新たな地域活力の創出が総合計画に盛り込まれている。

起業者は、この総合計画に基づき、地元食材及び特産品を使用した飲食施設、農産物等の販売を行う物産直売所並びに特産品及び新たなブランド製品の開発及び研究のノウハウ並びに加工技術を後継者に引き継ぐための加工施設を備えた地域振興施設を整備することにより、地産地消の拡大、地域雇用の創出、農業衰退への歯止め等が図られ、地域及び産業の活性化に大きく寄与することが認められる。

また、本件事業は、一般国道 444 号(有明海沿岸道路佐賀福富工区)福富 IC の隣接地に整備することとしており、地域の魅力、観光等の情報を発信し、その立地を活かすことで、都市農村交流の促進及び体験型農業等による観光創出が期待できる。

さらに、災害時には地域住民及びドライバーの避難場所並びに災害支

援物資輸送の防災拠点として防災備蓄倉庫を整備する等、地域社会における安全・安心な生活環境に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議をし、適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、一般国道444号（有明海沿岸道路佐賀福富工区）福富IC近くの3候補地を検討している。

交通の便がよく地域振興の拠点としての役割及び機能を担う上で来訪者や道路利用者が利用しやすいこと等を考慮し、経済的及び社会的観点から総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共

の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、総合計画に掲げる「活気と魅力のある豊かなまち」を実現するための事業であること、また、平成 31 年 3 月の開業を条件に佐賀県との一体型道の駅として国土交通省の登録を受けていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

白石町役場 産業創生課